(6)　研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

(7)　国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。

(三)　文部科学大臣は、国際卓越研究大学が(二)の(1)から(7)までのいずれかに該当しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができることとした。（第四条第六項関係）

国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等

(一)　国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画（以下「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。）を作成し、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができることとし、国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととした。（第五条第一項及び第二項関係）

(1)　研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標

(2)　目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期

イ　国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

ロ　優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動

ハ　国際的に卓越した能力を有する研究者及び技術者等の確保

ニ　技術者等の育成に資する活動

ホ　研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

(3)　事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(4)　その他文部科学省令で定める事項

(二)　文部科学大臣は、認可の申請があった場合において、国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をすることとした。（第五条第三項関係）

(1)　基本方針に適合するものであること。

(2)　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(3)　当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。

6　機構の業務の特例

機構は、認可設置者（5の(一)の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者をいう。以下同じ。）が設置する国際卓越研究大学に対する5の(二)の(2)のハからホまでに掲げる事業に関する助成等の業務を行うことができることとした。（第六条関係）

7　機構の助成

機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、8に規定する実施方針に従って、認可計画（5の(一)の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画をいう。同計画の変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に記載された事業に関する助成（以下「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。）を行わなければならないこととした。（第七条関係）

8　国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針

機構は、基本方針に即して、実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととした。（第八条第一項関係）

9　定期報告等

認可設置者は、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならないこととし、文部科学大臣は、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとした。（第九条及び第一〇条関係）

10　認可計画の認可の取消し

文部科学大臣は、認可計画が5の(二)の(1)から(3)までのいずれかに該当しなくなったと認めるとき等は、認可を取り消すことができることとした。（第一一条第一項関係）

11　国の援助

国は、認可設置者に対し、認可計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言等を行うこととした。（第一二条関係）

12　検討

政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、特に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二〇年法律第六三号）第四九条の趣旨を踏まえて国立大学法人の経営管理体制に係る改革を早急に進めることとした。（附則第三条関係）

13　国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正

機構は、6に規定する業務を行うものとするとともに、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、実施方針に従って、大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行う業務と、6に規定する業務を一体的に実施しなければならないこととした。（附則第四条関係）

14　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

―――――――――

◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

（法律第五二号）（厚生労働省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいうこととした。（第二条関係）

(三)　基本理念

困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次の事項を基本理念として行われなければならないこととした。（第三条関係）

(1)　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

(2)　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

(3)　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。